



カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2016年6月号（536号）》

目 次

報 告	
・ 常任司教委員会	1
・ 教会行政法制委員会	3
・ カリタスジャパン	3
・ HIV/AIDS デスク	4
・ 中央協議会事務局（総務）	5
公文書	5

常任司教委員会

■4月定例常任司教委員会

日 時 2016年4月7日（木）10：00～15：00

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 委 員 7人

事務局 7人

報 告

1. 列聖調査に関する新規定暫定認可について

教皇フランシスコは、複雑でしばしば不透明とされてきた聖人の認定にかかる経費の管理を大幅に変革する新規定を2016年3月7日に暫定認可した。同規定は3年間の試行期間を経て施行されることになる。信者や団体からの献金は預金口座に振り込まれて管理人によって運用されなければならないことも規定されている。また、新規定により、貧困地域出身の候補を支援する「連帯基金」の創設も準備される。

2. 第15回シノドスのテーマ提出について

教皇庁・シノドス事務局から依頼された、第15回シノドスのテーマ提出については、3月常任司教委員会での諸意見に基づき、事務局で内容を整え、会長の了承を得て、教皇庁大使館を通して教皇庁に送付した。

3. 第22回日韓司教交流会担当司教打ち合わせについて

3月8日(火)に日韓司教交流会の担当司教の会合が開催され、韓国司教協議会から姜^{カン}司教、李^イ司教と、張^{チャン}司教に代わって担当となった玉^{オク}司教が来日し、日本側担当者の前田大司教、松浦司教、郡山司教とともに今年度の交流会の内容について話し合った。韓国が今、北朝鮮との緊迫した状況の中にあること、日本も軍事化に突き進んでいることにかんがみ、2016年の交流会テーマを「平和を脅かす軍需産業とメディア」として準備を進めることを申し合わせた。開催地は仁川^{インチョン}教区。公式日程の2016年11月15日(火)～17日(木)前にオプショナルツアーを行う予定。

4. 全国災害ボランティア支援団体ネットワークへのカリタスジャパンとしての加盟について

東日本大震災での反省に基づき、将来起こるであろう大災害の際に日本国内の中心的役割を果たしていくことになる「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク」が設立されたことを受け、カリタスジャパンとして正会員加盟し、災害時の対応のみならず、平時の取り組みの情報共有を行いながら将来の災害に備える準備を行う。

5. 2016年度カトリック中央協議会新規採用者ならびに人事異動について

カトリック中央協議会事務局の2015年度退職者および2016年4月1日付の新規採用者、異動者が報告された。

6. 中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について

3月31日現在の中央協議会口座の東日本大震災関連・義援金残高報告が行われた。義援金総額は73,542,948円、支出合計は、61,273,545円、残高は12,269,403円となった。

7. キリシタン屋敷跡埋蔵文化財発掘調査における記者会見について

4月4日に東京の文京シビックセンターで行われたキリシタン屋敷跡埋蔵文化財発掘調査における文京区長による記者会見に出席した幸田司教から、文京区小日向一丁目のマンション建設にともない2014年7月に発見された3体の人骨の考古学的分析、文献史学的分析、人類学的分析が終了し、その結果、一体については、イタリア人宣教師で1708年に屋久島に上陸して捕えられ、江戸切支丹屋敷に収容されたジョヴァンニ・バッティスタ・シドッティ師である可能性が高いことが判明したことが報告された。

審 議

1. 宗教改革500周年共同企画について

ルーテル・ローマカトリック共同委員会から提案された、宗教改革500周年の「合同礼拝と公開シンポジウム」について、日本カトリック司教協議会が共同主催として準備を進めることを承認した。

2. 「司祭不在のときの主日の集会祭儀」儀式書の試用期間について

2015年度臨時司教総会において全国での試用が承認された「司祭不在のときの主日の集会祭儀」儀式書の試用期間を発行日より3年間とすることを承認した。

3. 安全保障関連法に対する日本のカトリック教会の見解について

2016年3月29日に安全保障関連法が施行されたことを受け、「今こそ武力によらない平和を一安全保障関連法の施行にあたって」を常任司教委員会名で発表することを承認した。

4. 日本カトリック信徒宣教師会顧問司教の承認について

日本カトリック信徒宣教師会顧問司教として高松教区・諏訪榮治郎司教がその任を、2016年4月1日から2019年3月31日まで継続することを承認した。

5. 教皇庁・保健従事者評議会からの依頼について

教皇庁・保健従事者評議会から依頼されたハンセン病患者のケアに関する質問書については、本常任司教委員会の諸意見を加味して案文を修正し、回答する。

6. 2017年祈祷の使徒「日本の教会の意向」について
本常任司教委員会の諸意見に基づき修正を加えた2017年祈祷の使徒「日本の教会の意向」を5月常任司教委員会に諮って確定する。
7. 2016年度「司教の集い」の準備について
2016年度定例司教総会中に開催する「司教の集い」の準備として、プログラム、講師、内容について検討し、以下の大枠に基づき準備を進める。
日程 2016年6月15日(水)
午前 第14回シノドス後の教皇使徒的勧告を受けた、日本の家庭の現状把握とカトリック教会の家庭
午後 いつくしみの特別聖年公開講演会「障害者差別解消法を学ぶ」
8. 中央協議会発行出版物の企画承認について
出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。
①書籍名 世界代表司教会議第14回通常総会報告「教会と現代世界における家庭の召命と使命」
内 容 世界代表司教会議第14回通常総会、第3回臨時総会報告
②書籍名 すべての人のいのちと平和なくらしのために—教会は人間のいのちと尊厳に関する問題に沈黙できない
内 容 今日の改憲の動きへの福音の立場からの懸念と、立憲主義の意味を記載
9. 教皇フランシスコ自発教令“Mitis Iudex Dominus Iesus”の日本語訳について
教会行政法制委員会から2015年度臨時司教総会で指摘された教皇フランシスコ自発教令“Mitis Iudex Dominus Iesus”の邦文訳の修正案文が提出され、本常任司教委員会の諸意見を加味して一部修正した邦文を正式版として確定した。

教会行政法制委員会

■2016年度第1回会議

日 時 2016年4月6日(水) 12:40-15:40
場 所 日本カトリック会館 会議室5
出席者 5人

審 議

教皇フランシスコ自発教令“Mitis Iudex Dominus Iesus”の日本語訳について
婚姻の無効宣言に関する訴訟手続きを迅速に行うため一部簡略化することを定めた、教皇フランシスコの自発教令“Mitis Iudex Dominus Iesus”の日本語訳案について、2015年度臨時司教総会からの諸意見を受け再度検討した。本会合で検討した箇所を修正し、2016年度4月の常任司教委員会に諮る。

次回日程 第2回会議 2016年6月1日(水) 12:00-16:00 日本カトリック会館

カリタスジャパン

■第1回援助審査会会議

日 時 2016年4月5日(火) 13:00-14:10
場 所 日本カトリック会館 会議室4
出席者 6人

審 議

1. カリタスカンボジアパートナー会議（5月23日－24日）への参加を援助部会へ付託。
2. 一般援助審査 計4件（国内1、海外3）を審査、次回援助部会へ付託する。
3. 国際カリタス緊急支援要請(Emergency Appeal/EA) 以下2件の支援を決定した。
 - (1)ニジェール「ディファ地方国内避難民・受け入れコミュニティ支援（EA06/16）」10,000ユーロ
 - (2)インド「洪水災害復興支援（EA07/16）」10,000 USドル

次回日程 2016年6月20日（月）13:00－16:00 日本カトリック会館

HIV/AIDS デスク

■第1回 HIV/AIDS デスク会議

日 時 2016年4月7日（木）17:00－19:00

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 9人

報 告

1. 市川教会(東京教区)福祉部との話し合い
福祉部がエイズに関する企画で展示していたキルトの寄付先などについて話し合った。当デスクが知っているアフリカ支援活動団体の紹介や、AIDS文化フォーラムin横浜の展示場参加などについて伝えた。
2. 日本カトリック看護協会からの依頼
デスク発行の小冊子とミニカードを各300部送付した。
3. 資料集の問い合わせ
日本出版販売株式会社北海道支店から、『HIV/AIDSと性教育』についてどこで購入できるか問い合わせがあったので、頒布しているだけで書店販売はしていないことを伝えた。天使大学(北海道・札幌市)からの注文との事なので確認する。
4. アジアカトリック医師会総会について
AIDSに関するセッションが、11月11日(金)13:00－14:30に京都大学の芝蘭会館で開かれる。進行は医師の内海 眞さん。世話人はデスクの小林 誠委員。当日は宮本秘書と事務局の伊東も参加する。
5. AIDS文化フォーラムin横浜の「宗教とエイズ」のパネリスト探し
今年のテーマ「つながる ひろがる わかちあう」に沿って、カトリックとプロテスタントのパネリストをデスクから依頼した。
6. 講演の報告
3月27日の夜、日本YMCA同盟でジェンダーについて考えるグループ「ミリアム」主催の講演会が開かれ、平良委員が講師として呼ばれ、AIDSに関する基礎知識などを紹介した。
7. サポーターの活躍
所属する小教区にミニカードを置いたり、啓発グッズの配布やニュース記事の情報提供など、デスクのサポーターが活躍している。

審 議

1. 京都キャンドルパレードについて
今年で第24回となるエイズキャンドルパレードは5月21日(土)に開催される。現地のサポーターの協力を依頼する。

2. AIDS文化フォーラムin佐賀について

第2回となる佐賀のフォーラムは、6月25日(土)－26日(日)にアバンセ(佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター)で開かれる。福岡や久留米のキリスト教関係機関に案内する。

3. アジア・太平洋カトリックHIV/AIDS連合会議について

フィリピンのマニラで11月13日(日)－17日(木)に開催される。デスクからも参加する予定。

次回日程 2016年6月28日(火) 15:30－17:30 日本カトリック会館

中央協議会事務局

■総務

6月会議予定

2日(木)	常任司教委員会	日本カトリック会館
2日(木)	日本カトリック神学院常任司教委員会	〃
3日(金)	列聖推進委員会	〃
3日(金)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク定例会議	〃
13日(月)－17日(金)	2016年度定例司教総会	〃
20日(月)	カリタスジャパン援助審査会	〃
28日(火)	HIV/AIDS デスク会議	〃

<会報 2016年6月号 公文書>

2016年世界召命祈願の日 教皇メッセージ

2016年「第53回世界召命祈願の日」教皇メッセージ

「召命の母である教会」

親愛なる兄弟姉妹の皆さん

わたしは、このいつくしみの特別聖年の間に、すべてのキリスト者が教会の一員であることの喜びを体験するよう心から望みます。そして、キリスト者の召命は、個々の召命がそうであるように、神の民の中で生まれる、神のいつくしみのたまものであることを、すべてのキリスト者が再び見いだすよう切望します。教会はいつくしみの家であり、召命が芽生え、育ち、実を結ぶ「土地」でもあるのです。

したがって、第53回世界召命祈願の日にあたり、使徒的共同体について深く考え、それぞれの召命の歩みの中で共同体の働きに感謝するよう、わたしは信者の皆さんに呼びかけます。「いつくしみの特別聖年公布の大勅書」の中で、わたしは聖マタイの召命に関する尊敬すべき聖ペダのことばを思い起こしました。「あわれみ、そして選んだ (Miserando atque eligendo)」(『イエス・キリスト、父のいつくしみのみ顔』8)。主のあ

われみ深いわざはわたしたちの罪をゆるし、新しい生き方に向けてわたしたちを開いてくださいます。その生き方は、キリストの弟子となり宣教するよう招く呼びかけのうちに具体化します。教会における一つひとつの召命は、イエスのあわれみ深いまなざしに起源を發します。回心と召命は同じコインの表裏のように、キリスト者の宣教生活全体を通してたえず相互につながっているのです。

福者パウロ六世は、その使徒的勧告『福音宣教』の中で、福音宣教のプロセスにおけるさまざまな段階について述べています。それらの段階の一つは、キリスト教共同体に属することです（23 参照）。わたしたちはその共同体から信仰のあかしを受け、主のいつくしみをはっきりと告知されます。このようにキリスト教共同体に入ることは、教会生活のあらゆる豊かさ、とりわけ諸秘跡にあずかることが伴います。教会は実に、わたしたちが信じる場であるだけでなく、わたしたちの信仰の真の対象でもあります。だからこそ、わたしたちは「使徒信条」の中で「わたしは教会を信じます」と告白するのです。

神の招きは、「共同体の仲介」を通して訪れます。神は教会の一員になるようわたしたちに呼びかけ、わたしたちが教会の中である程度の成熟度に達すると、具体的な召命をお授けになります。召命の旅は、主から与えられた兄弟姉妹とともに進む、「ともに歩む召命」なのです。召命の教会的なダイナミズムは、無関心や利己主義という毒に対する解毒剤です。それは交わりをもたらし、無関心はそこで愛によって打ち負かされます。なぜなら、わたしたちは自分自身の殻から出て、神の計画のために自分の人生をささげ、聖なる神の民の歴史的事実を引き受けるからです。

召命を祈願するためにささげられたこの日にあたり、わたしは、召命に対する配慮と識別に責任をもつよう、すべての信者に呼びかけたいと思います。使徒たちがイスカリオテのユダの代わりに探していたとき、聖ペトロは 120 人の兄弟を呼び集めました（使徒言行録 1・15 参照）。また、7 人の助祭を選ぶために、弟子たちが一同に集まりました（同 6・2 参照）。聖パウロは、長老を選ぶための明確な基準をテトスに伝えました（テトスへの手紙 1・5-9 参照）。今日でも、召命の識別、養成、維持のために、キリスト教共同体の存在は欠かせません（使徒的勧告『福音の喜び』107 参照）。

召命は教会の中で生まれます。

召命が明らかになった時から、適切な教会の「センス」をもつ必要があります。人々は、特定の地域、団体、教会運動だけのために招かれているのではなく、教会と世界に奉仕するために招かれています。「カリスマが真正であるか否かの確かなしるしは、その教会的性格です。すべての人の善益のための、神の聖なる忠実な民の生活に調和するものとなっているか、という点にあります」（同 130）。若者は神の呼びかけにこたえつつ、自分が属する教会の地平の広がりを目の当たりにします。そして、さまざまなカリスマについて考え、さらに客観的に識別できるようになります。こうして、共同体は召命が生まれる家となり、家族となります。志願者はこうした共同体の仲介を、将来にとって不可欠な要素として感謝のうちに熟慮します。彼らは自分とは異なる道を歩んでいる兄弟姉妹を知り、愛することを学びます。このきずなが、すべての人の中で交わりを強めるのです。

召命は教会の中で育ちます。

さまざまな召命への志願者は養成の段階で、だれもが最初にもっている限られた視野を克服し、教会共同体に関する知識を育まなければなりません。そのためには、「共同体のほかの仲間とともに使徒的経験をすること」が助けとなります。たとえば、優秀なカテキスタとともにキリストのメッセージを伝えること。辺境の地で修道会とともに福音宣教を行うこと。観想修道会の生活で共有される観想という宝を見いだすこと。宣教者とのかわりの中で、「諸国民への宣教(mission ad gentes)」をより深く知ること。さらには教区司祭とともに自分自身の司牧体験を小教区や教区の中で深めることです。すでに養成過程にある人々にとって、教会共同体はつねに感謝すべき根本的な養成の場であり続けます。

召命は教会によって支えられます。

最終的な誓願の後も、教会におけるわたしたちの召命の旅は終わりません。それは、わたしたちの奉仕する意欲、粘り強さ、生涯養成によって続きます。自分の人生を主にささげた人は、必要があればどこ教会でも喜んで奉仕します。パウロとバルナバによる宣教活動は、この喜んで教会に奉仕するという気持ちの良い一例です。彼らは、聖霊とアンティオキアの共同体によって宣教へと送り出された（使徒言行録 13・1—4 参照）後、その共同体に戻り、自分たちを通して主が行われたことをすべて報告しました（同 14・27 参照）。宣教者はキリスト教共同体に伴われ、支えられます。彼らにとってキリスト教共同体は、目に見える祖国のような拠点であり続けます。それは、永遠のいのちに向けて旅する人々に安心感を与えているのです。

司牧活動に従事する人々の中で、司祭はとりわけ重要です。彼らはその奉仕職を通してイエスのことばを実行しています。「わたしは羊の門である。……わたしは良い羊飼いである」（ヨハネ 10・7、11）。召命に対する司牧的配慮は、彼らの奉仕職の根本的な側面です。司祭は、自分の召命を探し求めている人々だけでなく、すでに自らの人生を神と共同体への奉仕のためにささげた人々にも寄り添います。

すべての信者は、召命の教会的なダイナミズムを認識するよう招かれています。そうすれば、信仰に基づく共同体は、祝福されたおとめマリアの模範に倣い、聖霊のたまものを受ける母の胎となるでしょう（ルカ 1・35—38 参照）。教会の母性は、召命のためにつねに祈ること、養成のための取り組み、さらには神の招きを受ける人々に寄り添うことのうちに表れます。その母性は、聖職や奉獻生活の志願者を注意深く選ぶことを通しても表れます。つまり教会は、他の人々に奉仕するために自らの人生をささげた人々を支え続ける、召命の母なのです。

わたしたちは、召命の旅を歩むすべての人に、教会への深い帰属意識を与えてくださるよう主に願います。そして聖霊によって、司牧者同士やすべての信者間の交わり、識別、父性と母性の霊性が促されるよう主に願い求めます。

いつくしみ深い御父、
あなたはわたしたちの救いのために御子をお与えになり、
あなたの霊のたまものによっていつもわたしたちを力づけ、
活力と熱意、喜びに満たされたキリスト教共同体を与えてくださいます。
キリスト教共同体は、兄弟愛にあふれる生活の源、
皆さんと福音宣教のために自らを奉獻しようという意思を若者の心の中に育みます。
適切な召命のためのカテケージスを行い、
それぞれに固有な奉獻に至る道を示せるようキリスト教共同体を支えてください。
あなたのいつくしみ深い愛の偉大さをすべてのものの中で輝かせるために、
召命の識別に必要な知恵をお与えください。
一つひとつのキリスト教共同体が聖霊によって実り豊かなものとなり、
神の聖なる民のために奉仕する真の召命の源となれるよう、
イエスの導き手であり母であるマリアが執り成してくださいますように。

バチカンにて
2015年11月29日
待降節第一主日
フランシスコ

2016年世界広報の日 教皇メッセージ

第50回「世界広報の日」教皇メッセージ 「コミュニケーションといつくしみ、実り豊かな出会い」

親愛なる兄弟姉妹の皆さん

いつくしみの特別聖年は、コミュニケーションといつくしみの関係について考えるようわたしたちを招いています。実際、キリストと結ばれた教会、いつくしみ深い御父の生きたからだである教会は、その存在と行動全体の特徴であるいつくしみを生きるよう求められています。わたしたちの発言、言い回し、一つひとつのことばやしぐさは、すべての人に対する神のいつくしみと優しさ、ゆるしを表わすものでなければなりません。愛は本来、コミュニケーションであり、人の心を開き、孤立させません。わたしたちの心と行いが慈愛によって、神の愛によって促されるなら、わたしたちのコミュニケーションは神の力を伝えるものとなるでしょう。

わたしたちは神の子として、一人残らずすべての人とコミュニケーションを取らなければなりません。とりわけ、教会のことばと行いの特徴は、人々の心を動かし、いのちの充満への道を歩む人々を支えるために、いつくしみを伝えることです。イエス・キリストは、いのちの充満をもたらすために御父によって遣わされ、すべての人のもとに来られたのです。このことは、母である教会のぬくもりを、イエスが知られ愛されるように、自分自身の中に受け入れ、周囲の人々に伝えることを意味します。そのぬくもりは、信仰のことばに内容を与え、宣教とあかしを通してそれらを生き生きとさせる「火花」を燃え上がらせます。

コミュニケーションには、架け橋を築き、人々が出会い、社会にとけ込めるよう手助けする力があり、それにより社会はより豊かになります。人々が誤解を解き、傷ついた記憶をいやし、平和と調和を確立するために、ことばと行いを注意深く熱心に選ぶさまを見るのは何とすばらしいことでしょう。ことばは人々の間、家庭や社会団体、諸民族同士の間にかけ橋を築くことができます。それは、物理的領域でもデジタル領域でも可能です。したがって、ことばと行いは、人や国を混乱させ、憎みのことばで表現するよう仕向ける、非難と報復の悪循環からわたしたちが脱する助けとなるべきです。一方、キリスト者のことばは、つねに交わりを促すものであるはずで、悪を強く非難すべき場合にも、決して人間関係やコミュニケーションを壊そうとはなりません。

したがって、引き裂かれた関係を修復し、家庭と共同体に平和と調和を取り戻すために、いつくしみの力に新たに目を向けるよう、わたしはすべての善意の人を招きたいと思います。ご存じのように、過去の傷と恨みが人々をとらえ、コミュニケーションと和解を阻んでいます。諸国民の間関係についても同様です。いずれの場合にも、いつくしみには、新しい形の発言と対話を生み出す力があります。シェークスピアはそのことを雄弁に語っています。「慈悲は強いられるべきものではない。恵みの雨のごとく、天よりこの下界に降りそそぐもの。そこには二重の福がある。与えるものも受けるものも、共にその福を得る」(『ベニスの商人』第四幕、第一場〔福田恆存訳、新潮文庫〕)。

政治や外交で使われることばも、それらにとって不可欠ないつくしみに基づいていることが望ましいです。組織や政界の責任者と世論の形成に携わる人々にとくにお願いします。異なる考えや行動をとる人々や、過ちを犯した可能性のある人々について語る際には、いつも表現方法に気を配ってください。そうした状況を

悪用して、不信や恐れ、憎しみの炎をかき立てるといふ誘惑にかられるのは容易です。そうではなく、和解のプロセスに人々を導くためには勇気が必要です。過去の争いを真に解決し、永続的な平和を実現する機会をもたらすのは、こうした前向きで創造性のある大胆さにほかなりません。「あわれみ深い人々は幸いである。その人たちはあわれみを受ける。……平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイ 5・7、9)。

わたしたちのコミュニケーションと、教会における司牧者としてのわたしたちの奉仕が、敵より優っているという傲慢な思い上がりを表現したり、世間から敗者や見捨てられた人と考えられている人々に屈辱を与えたりすることがないように、わたしは望んでやみません。いつくしみは、人生における逆境を和らげ、裁きの冷たさしか知らない人々にぬくもりを与えることができます。わたしたちのコミュニケーションが、正しい人と罪人をはっきりと分け隔てる考え方を克服するものでありますように。わたしたちは、罪深い状況——暴力、汚職、搾取など——を裁くことができますし、そうしなければなりません。しかし、人を裁くことはできません。神だけが人の心の奥底を見通すことができますからです。わたしたちの務めは、犠牲者を解放し、倒れた人を起き上がらせるために、過ちを犯している人に忠告し、特定の行いの悪と不正を非難することです。ヨハネによる福音書は、「真理はあなたたちを自由にする」(ヨハネ 8・32) ことを思い起こさせてくれます。その真理は、最終的にはキリストご自身です。キリストの柔和ないつくしみは、わたしたちが真理を告げ、不正を非難する方法を測る基準です。わたしたちの主要な使命は、愛をもって真理を明らかにすることです(エフェソ 4・15 参照)。愛をもって告げられ、柔和さといつくしみを伴うことばだけが、わたしたち罪人の心を動かします。厳しく独善的なことばや行いは、わたしたちが回心や解放へと導きたいと願っている人々をさらに遠ざけ、彼らの拒絶感と防衛意識を強めてしまう恐れがあります。

いつくしみに根ざした社会という考えは、根拠のない理想主義で、甘すぎると思っている人もいます。しかし、家庭内での最初の人間関係の体験を思い出してみましょう。両親は、わたしたちの能力や成果ではなく、むしろありのままの姿によってわたしたちを愛し、認めてくれました。両親は、当然、子どもたちのためにできる限りのことをしたいと望みます。しかしその愛は、決してある種の条件を満たすことを前提とするわけではありません。家族のいる家は、わたしたちがいつも受け入れられる場です(ルカ 15・11-32 参照)。人間社会を、見知らぬ人々が競い合い、優位に立とうとする場としてではなく、互いを受け入れ合い、扉がいつも開かれている家や家庭として考えるようわたしは皆さんにお勧めしたいと思います。

そのためには、まず耳を傾けなければなりません。コミュニケーションは、分かち合うことを意味します。分かち合うには、耳を傾けて受け入れる必要があります。耳を傾けることは、単に聞くこと以上のものです。聞くことは、情報の領域へのかかわりです。一方、耳を傾けることは、コミュニケーションの問題であり、親しさが求められます。耳を傾けることにより、わたしたちは、傍観者や消費者、顧客という何も働かさない状態から抜け出して、正しい態度をとることができます。耳を傾けることは、質問や疑問を分かち合い、他の人に寄り添って道を歩み、全能であるかのような思い上がりをすべて捨て去り、自分の能力とたまものを共通善のために謙虚に用いることのできる状態も意味するのです。

耳を傾けることは決して容易ではありません。多くの場合、耳をふさいでいるほうがずっと楽です。耳を傾けることは、注目すること、理解しようとする事、他の人のことばを評価し、尊重し、大切にしようとすることを意味します。耳を傾ける中で、ある種の殉教、すなわち燃える柴の前でモーセが行った神聖なしぐさを繰り返す自己犠牲が行われます。つまり、自分に語りかける人と出会う「聖なる土地」では、履物を脱がなければならないということです(出エジプト 3・5 参照)。耳を傾けるすべを知ることは、はかり知れない恵みです。それはわたしたちが願い求め、実践すべきたまものなのです。

Eメールや SMS、ソーシャル・ネットワーク、チャットも、十分に人間的なコミュニケーション・ツールになりえます。コミュニケーションが本物であるかどうかを決めるのは技術ではなく、むしろ人間の心と、

ツールを正しく使いこなす能力です。ソーシャル・ネットワークは人間関係を円滑にし、社会の善を促進することができますが、その一方で個人や集団の間に、さらなる隔たりや分裂を生む可能性もあります。デジタル環境は、好意をもつことも傷つけることも、また有意義な討議も道義的な攻撃も行うことのできる出会いの場であり空間です。いつくしみのうちに生きるこの特別聖年に、わたしは祈ります。「さらによく知り合い理解するために、わたしたちがより対話へと開かれた者とされますように。いかなる姿であろうと閉鎖的・侮辱的態度は根絶され、いかなる暴力も差別もしりぞけられますように」(『イエス・キリスト、父のいつくしみのみ顔』23)。インターネット上でも、真の市民が育まれます。デジタル・ネットワークへのアクセスには責任が伴います。それは、見えなくとも実在し、尊重すべき威厳をもっている他の人々に対する責任です。インターネットは、分かち合いを受け入れる健全な社会を育むために、賢明に用いることができるのです。

コミュニケーションとその領域とツールは、多くの人の地平を広げてきました。このことは神のたまものですが、大きな責任も伴います。わたしは、このコミュニケーションの力を「親しさ」と定義したいと思います。コミュニケーションといつくしみの出会いは、世話をし、なぐさめ、いやし、寄り添い、そして歓迎するという親しさを生み出す限りは、実り豊かです。引き裂かれ、分裂し、分極化している世界において、いつくしみをもってコミュニケーションを行うことは、神の子どもたちと人間家族の兄弟姉妹の間に正しく、自由と兄弟愛に満ちた親しさが生じるよう貢献することなのです。

バチカンにて
2016年1月24日
フランシスコ

今こそ武力によらない平和を—安全保障関連法の施行にあたって—

今こそ武力によらない平和を —安全保障関連法の施行にあたって—

キリストにおける兄弟姉妹の皆さん、
ならびに平和を願うすべての方々へ

2016年3月29日に安全保障関連法が施行されました(注1)。日本のカトリック教会が平和のために働く使命を果たすために、この安全保障関連法が神の望まれる平和の道にふさわしいかどうか今一度識別することは重要なことだと思います。そこで、平和を願う皆さんに、昨年(2015年)の戦後70年司教団メッセージ「**平和を実現する人は幸い〜今こそ武力によらない平和を**」を、もう一度読んでくださるよう、お願いしたいと思います。

その際、以下の説明を参考にしてください。

1. 安全保障関連法に関する日本の司教団のこれまでの声明

日本の司教団は、2014年7月1日に安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行なったとき、日本カトリック司教協議会の常任司教委員会名で7月3日に抗議声明を発表しました。憲法の基本理念に抵触し、軍備増強と武力行使への歯止めを失わせ、戦後70年近くにわたって保たれてきた国の形を変えるような憲法の解釈上の変更を一内閣の判断で行ったことについて、非常に大きな問題があると考えたからです。

さらに、戦後70年にあたる昨年2015年の2月25日、司教団メッセージ「平和を実現する人は幸い〜今こそ武力によらない平和を」を発表しました。特定秘密保護法や集団的自衛権の行使容認によって、事実上、憲法九条の内実を変え、海外で武力行使できるようにする今の政治の流れに、懸念を覚えずにはいられませんでした。

2. 平和についてのカトリック教会の使命

戦後70年司教団メッセージに関して、なぜ司教団が政治的な発言をするのかという批判や、政教分離の精神に反するのではないかという指摘があります。これらについては、昨年のメッセージの最初の段落で、「教会は人間のいのちと尊厳に関する問題に沈黙できない」と述べました。カトリック教会は、特定の政治的立場に立つものではありません。ただ、司教団には、最近の日本の政治の流れが、将来わたしたちの生活の場で「人間のいのちと尊厳に関する問題」となる危険をはらんでいることに、信仰者として注視する必要があることを表明する務めがあるのです。

また、「政教分離」とは「政治と宗教の分離」ではなく、「国家と教団の分離」を意味しています。特定の宗教団体が国家と権力支配・被支配の関係に入ることを禁じ、宗教団体が国家権力を行使したり権力と癒着したり、便宜の提供を受けたりしてはならない、といているのです。このことと、政治活動の是非は区別されます。むしろ、わたしたちは信者としての良心に基づいて政治活動を行うべきであり、その権利と義務を持っているのです（第二バチカン公会議「現代世界憲章」75参照）。さらに、教会の権威者は政治についても、信仰と道徳に関することであれば、必要に応じ、適宜、教えと見解を表明する義務と権利を有するのです（同76参照、教会法747条第2項）。安全保障関連法は、まさにいのちと尊厳にかかわる問題であり、したがって、教会は沈黙することはできません。これを、人間の問題として受けとめ、福音の精神でもって判断し、行動しなければなりません。

日本の司教団は、特別に平和のために働く使命を自覚しています。この使命の自覚は、戦前・戦中に日本の教会がとった姿勢に対する深い反省と、広島と長崎で核兵器の惨禍を体験したことから生まれてきたものです。

3. 日本国憲法と戦争放棄

憲法とは、国家の仕組み、基本的人権や社会権、行政機構や国際関係、立法精神や国家体制を明示するものです。日本国憲法は、平和主義を国是としています。ところが、憲法九条と集団的自衛権に関して国政の流れを見てみると、安全保障関連法が成立することで、事実上憲法とは本来両立しない政治を正当化しようとする解釈改憲がなされました（注2）。さらには、憲法自体を変える明文改憲の動きがにわかに現実味を帯びてきています。これらの一連の流れに、わたしたちは、将来に向けての看過できない重大な懸念を表明せざるを得ません。

さらに、政府は改憲に向けた作業の中で、「緊急事態条項」を新設しようとしています。緊急事態条項とは、災害・戦争などの緊急事態に一時的に政府に立法権を付与し、個人の自由や権利を制限する国家緊急権を認める規定です（注3）。

日本の司教団が今、日本国憲法の不戦の理念を支持し尊重するのは当然のことです。戦争放棄は、キリスト者にとってキリストの福音そのものからの要請であり、宗教者としてのいのちを尊重する立場からの切なる願いであり、人類全体にとっての手放すことのできない理想なのです。カトリック教会は、平和とは、単に戦争がないことでもなければ、敵対する力の均衡を保持することでもなく、他者および他国民と、また彼らの尊厳を尊重する確固たる意志および兄弟愛の実践によって築かれるものと考えます。（「現代世界憲章」78 参照）

4. 集団的自衛権行使の是非

集団的自衛権の行使を実現する安全保障関連法は、カトリック教会が目指す平和への道とは相容れない法律ではないでしょうか。なぜなら、それは、国際的緊張を高めて、敵がい心をあおり、人を戦争へと駆り立てているからです。安全保障関連法は、日本が攻撃されていないのに、他国間の戦争に参加できるとする集団的自衛権の行使を中心としています。日本が攻撃を受けたときに限って自らを守ることができるとする個別的自衛権と異なり、集団的自衛権は他国の戦争に自ら参加していくもので、憲法九条が明白に禁じるものです。

こうして「戦争放棄」の大原則を覆してしまうと、日本は「戦争をする国」として、これまでになかった危険にさらされることになりかねません。また、この法制は、基本的に軍事的な抑止力をもって平和を維持しようとするものです。これは、他国との際限のない軍拡競争を招く恐れがあり、防衛費が増大していくと、わたしたちの生活も大きな影響を受けることになるでしょう。そもそも武力で武力を封じ込めようとして平和を守ることなどできるのか、わたしたちは考えるべきでしょう。

平和を願う皆さん、わたしたちは今、本当に大きな時代の岐路に立っています。わたしたちは先の大戦から、近代戦争のもたらす大量破壊すなわち一般市民に対する甚大な被害を体験しました。それは、日本が受けた被害のみならず、日本がアジア諸国へ与えた被害をも含め、一般市民に対する無差別な攻撃による殺戮の体験でした。ことに、原爆による被害は言語を絶するものでした。わたしたちはこの被害の悲惨さと苦しみを共有したところから、その原因となった戦争自体を二度と起こしてはならないと強く決心し、不戦の理念を掲げた憲法を受け入れ支持し続けて来たのです。そして、世代をついで受け継がれてきたこの体験は、わたしたちの心の奥底に恒久平和の希求と不戦の誓いとして刻み込まれています。

戦後 70 年以上を経て、この悲惨な体験の実感とそれへの共感が薄れ、戦争を観念的にしかとらえない机上の議論がなされていることに危惧を感じます。かつての過ちを再び繰り返すことのないように、わたしたち一人ひとりがこの時代を生きる一人の人間として、またキリスト者として、今何を選び行動すべきかを真剣に考えていきましょう。そして、武力に頼らず、相互の信頼に基づく平和をともに祈り求めてまいりましょう。

2016 年 4 月 7 日

日本カトリック司教協議会
常任司教委員会

(注 1) この法律は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」です。

(注 2) 戦後の安全保障政策の根本的な転換となる安全保障関連法は、多数の憲法学者、元最高裁判事、元内閣法制局長官、日本弁護士連合会をはじめ、多くの国民が反対の声を上げる中、強行採決という形で議決されました。本来、憲法は国家権力が暴走して人権を損なうことのないように国家を守ることを義務付けたものです。それを時の政府が勝手にその解釈を変えるということは、立憲主義の否定につながることで。

(注 3) 国家緊急権の規定は他の国々にもありますが、安全保障関連法には、政府の歯止めがありません。歴史的によく知られたドイツのワイマール憲法同様、悪用され暴走を許す危険があります。ワイマール憲法には大統領緊急令という国家緊急権規定があり、社会不安のなかで乱用されたすえ、ヒトラーが全権委任法を制定し、無制限の立法権を手中にしたという過去があります。誰が何を緊急事態と判断するのか、また一時的な緊急措置として例外中の例外であるはずの国家緊急権が、しばしば乱用され常態化してきた歴史にどう学ぶのか、重大な問題です。国家緊急権には乱用の恐れがつかまとうことに、わたしたちは注意する必要があります。

新刊書籍案内

※ 「聖書とキリスト論」 教皇庁 聖書委員会

※ 「日本におけるミサ中の聖体拝領の方法に関する指針」
英語版・ポルトガル語版 日本カトリック司教協議会

これは書籍にはなっていますが、中央協サイトの以下のページにまとめてあります。

http://www.cbcj.catholic.jp/jpn/committee/tenrei/inst_communion.htm

カトリック中央協議会 「会報」 2016年6月号 (通巻536号)

発行日 2016年5月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <http://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457